

環 境 審 第 1 5 号

平成28年10月20日

北海道知事 高 橋 はるみ 様

北海道環境審議会会長 門谷 茂



北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況について（答申）

平成28年7月29日付け低炭素第169号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

1 はじめに

道は、平成 21 年 3 月に「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成 21 年条例第 57 号。以下「条例」という。）を制定し、平成 22 年 5 月には、条例に基づき北海道における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

この推進計画では、計画の着実な推進を図るため、毎年、計画の進捗状況の把握及び評価を行い、P D C A サイクルの考え方に基づき進行管理を行うこととしており、計画に基づく措置及び施策の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表するとともに、意見などを施策の見直しなどに活用することとされています。

北海道環境審議会は、平成 28 年 7 月 29 日、北海道知事からの諮問を受け、調査審議を行うため「地球温暖化対策部会」を開催し、北海道地球温暖化対策推進計画に基づく平成 27 年度の措置及び施策の実施状況について、以下のとおり取りまとめました。

2 調査審議の進め方

今回は、推進計画に基づく平成 27 年度の施策等の実施状況に係る道の自主点検結果に対する評価と、今後の施策等に関して調査審議を行いました。

なお、推進計画については、国の新しい地球温暖化防止計画などを踏まえて、現在見直しを進めていることから、その点も踏まえて調査審議を行いました。

3 調査審議結果

(1) 自主点検結果に対する評価について

① 温室効果ガス排出量の状況

(ア) 2013 (H25) 年度の温室効果ガス排出量の状況

- 本道の温室効果ガス排出量は 7,148 万 t-CO₂ で、基準年の 1990 (H2) 年度に比べて 12.3% の増加、前年度に比べて 2.2% の減少。
- 産業部門において減少したことなどが主な要因。

(イ) 調査審議結果

2008 (H20) 年度から減少していた温室効果ガス排出量は、2011 (H23) 年度から増加してきましたが、2013 (H25) 年度は再び減少に転じました。

道の試算によると、2014 (H26) 年度は、節電の定着などによるエネルギー使用量の減少や電力排出係数が前年度と同程度に推移することなどから、二酸化炭素排出量は減少すると推測されていますが、引き続き、節電や省エネなどエネルギー使用量を削減する取組や、化石燃料からバイオマス燃料や太陽光などの再生可能エネルギーへの転換を進めていくことが必要です。

② 削減シナリオ（削減目標）の達成状況

（ア）2013（H25）年度の達成状況

- 目標年の2020（H32）年度における削減目標（975万t-CO₂）から算定した2013（H25）年度の想定削減量（217万t-CO₂）に対して、2013（H25）年度時点では201.8万t-CO₂増加。
- テレビや冷蔵庫などの機器のエネルギー効率の向上や、電気自動車やハイブリッド自動車など次世代自動車の普及が進んだものの、民生（業務）部門のエネルギー消費量が増加したことに伴い、二酸化炭素排出量が増大。

（イ）調査審議結果

2013（H25）年度時点では、想定削減量に達していませんが、これは民生（業務）部門のエネルギー消費量が増大したことなどによります。

削減シナリオのうち、LNG火力発電所稼働による削減効果など、今後、削減効果が期待されるシナリオもありますが、引き続き、温室効果ガス排出抑制等の対策・施策を、効果的かつ着実に推進することが必要です。

なお、経済成長や環境効率性などの関連指標を用いたシナリオの評価についても、今後、検討が必要です。

③ 施策の実施状況等

（ア）温室効果ガス排出抑制等の部門別対策・施策の実施状況等

- 推進計画に定めた対策・施策ごとに、その実施状況、課題・今後の方向及び進捗状況、事業成果について、関連指標や補完データを用いて客観的な評価を実施。
- 環境審議会からの評価に対して、平成27年度の道の施策への反映。

（イ）調査審議結果

施策の実施状況等について、その進捗状況や成果の評価手法としては、これまでと同様であり、環境審議会からの評価に対しても、道の施策に適宜反映するとともに、積極的に重点施策に取り組んでおり、概ね適切な自主点検・評価がなされています。

（2）今後の施策等について

今後の施策等の展開に当たっては次の点に留意し、必要な措置を講ずることが必要です。

- ① エネルギー使用量を抑制するといった基本的な地球温暖化対策の取組として節電等による省エネルギーの取組や、再生可能エネルギーの導入に関する施策を引き続き実施すること。

- ② 道民や事業者による燃料使用量の削減や節電などの地球温暖化対策への取組をより強化する施策とともに、取組の成果を容易に確認できる施策についても検討すること。
- ③ 森林による吸収源対策とともに、木材の持つ炭素貯蔵や代替機能の効果を考慮し、木材利用を進めることも検討すること。
- ④ 温室効果ガス排出抑制策である緩和策と気候変動による影響への適応策とを両輪として、関係機関が連携した対策を推進していくこと。

4 おわり

推進計画の点検評価は、推進計画を適切に進行管理し、道の地球温暖化対策を着実に推進する上で大変重要なプロセスです。

平成 22 年度から実施してきた点検評価は、今回で 6 回目を迎え、これまでの環境審議会による調査審議を踏まえて、施策の実施状況や市町村等の取組状況を把握するなど充実に努めてきました。

今回の点検評価の結果については、引き続き、来年度以降の自主点検や施策等の実施に反映させるとともに、道民や事業者など各主体が連携した地球温暖化対策を推進されるようお願いします。

また、推進計画の見直しについては、これまでの対策・施策の実施状況や審議会における点検評価の結果も十分に踏まえ、取り組まれることを申し添えます。